

## 委託時の想定条件

### 1 事業の目的

本事業は、上尾市立〇〇小学校及び上尾市立〇〇中学校（以下、「実施対象校」という。）の体育科（保健体育科）における水遊び及び水泳運動における指導について業務委託することにより、水泳施設、指導業務及び、移動手段を確保し、実施対象校における円滑な水泳指導に資することを目的とする。

### 2 実施対象校

学校名 上尾市立〇〇小学校

所在地 上尾市

児童生徒数 〇〇人

1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援

学校名 上尾市立〇〇中学校

所在地 上尾市

児童生徒数 〇〇人

1年	2年	3年	特別支援

### 3 事業の実施場所

受注者が所有する水泳施設

### 4 実施予定期間

令和 年5月上旬～令和 年3月31日

### 5 水泳指導時数

体育科（保健体育科）における水遊び及び水泳運動における指導については、原則1学級につき5回（1回60分程度）の指導回数を確保すること。

なお、移動時間及び着替え等準備、片付けに要する時間は指導時間を含めない。

### 6 指導内容

指導内容は、小学校（中学校）学習指導要領（平成29年告示）解説体育編の内容を基本とし、実施対象校の年間指導計画の学習内容を基に、実施対象校と受注者で打ち合わせの上、決定すること。

## 7 指導方法等

通常学級については、児童生徒を15人から20人程度のグループに分け、泳力別の指導を基本とする。受注者において、各グループには1人以上のインストラクターを配置し、教員と共に水泳指導にあたること。特別支援学級については、人数や障害の程度により、インストラクターの配置人数を決定すること。また、インストラクターの追加は上尾市教育委員会の要請に応じて行うこと。

インストラクターは、教員とのチームティーチングによりきめ細かで効果的な指導ができる体制を組むこと。

安全面については、教員とインストラクターがプールサイド、プール内の監視を行うこと。

## 8 施設

### (1) 場所

実施対象校からの移動時間は、（移動距離3.5キロメートル未満で）概ね15分以内の水泳施設とする。

実施対象校の水泳指導の時間は、一般利用客の使用を禁止し、実施対象校が占有する水泳施設を有すること。

### (2) 水泳施設

衛生的な環境と水質の維持に努め、水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省101号）で示された遊泳プール水質基準に適合しており、月1回以上水質検査を実施し、認定を受けていること。

縦25メートル、横12メートル以上の大きさのプールで、水泳学習に適した施設とする。また、水深については、学年や泳力の状況によって変更可能な措置ができること。なお、サブプールがある場合は、必要に応じて使用可能とすること。

コースロープ等の付設により、効果的な指導に必要な区切りを設けることができること。1回10人以上の児童生徒が、同時にシャワーを浴びることができる温水シャワー施設があること。ただし、新しい生活様式に基づき、距離をとって使用すること。

### (3) その他

#### ①保健施設

体調不良や怪我等の児童生徒を休ませることができる区切られた場所を確保すること。AEDが緊急時にすぐに使える場所（プールサイド等）に設置されていること。

#### ②更衣室

男女別の更衣施設があること。

指導を受ける児童生徒が同時に着替えるためのスペースが十分に確保できること。

入れ替えの時間に対応できる部屋の広さであること。

#### ③トイレ

プールサイド近くに男女別のトイレ及びトイレ後の衛生面の確保の為にシャワー施設があること。

#### ④空調施設等

更衣室、プール室の気温は30度以上を保ち、時期や学年・児童生徒の実態に応じて調節が可能であること。水温は30度以上を保ち、時期や学年・児童生徒の実態に応じて、調節が可能であること。

### 9 移動手段

マイクロバス等の移動手段を必要台数確保し、運転業務を行うこと。

また、バスの運行については、安全管理及び点検をした上で、実施対象校から水泳施設の敷地内までとすること。

### 10 支払方法等

支払いは業務完了検査後に一括支払いとする。

受注者は、業務履行後に業務完了通知書を発注者に提出し、発注者による業務履行の確認を受けた後、委託料の支払請求書を発注者に提出すること。

発注者は、受注者からの支払請求書に基づき、委託料を支払うものとする。

### 11 その他

#### (1) 指導方針

学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

#### (2) 責任の所在

移動・水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努める。事故が起こった場合は、学校と協力して事態の收拾を図ること。なお、以下の場合には、受注者が責任を負うこと。

- ① 水泳指導中の事故について、インストラクターの故意または重過失のために児童生徒に対し事故が発生した場合。
- ② 水泳指導のためのバス移動中に事故が発生した場合。

#### (3) 水泳指導の流れ

##### ①指導内容等に関する打ち合わせ

実施対象校と受注者は、移動、水泳指導に関して事前に必要な回数の打ち合わせを行うこととする。打ち合わせの場所については、実施対象校と受注者が協議し決定する。

##### ②研修

受注者が所有する水泳施設において、実施対象校の教員と受注者は、指導内容が安全かつ効果的に身に付くよう研修を実施すること。

##### ③実施

実施にあたっては、実施対象校と受注者が現地にて児童生徒の参加状況を相互確認し、チームティーチングにより、安全で効果的な指導を行うこと。

##### ④報告

実施対象校は、1回毎の水泳指導実施後にプール日誌を記載し、指導にあたった教員・インストラクターの人数、指導内容、児童生徒の健康の状況等を記録すること。

また、受注者は水泳指導終了毎に、すみやかに業務実施報告書を作成し、上尾市教育委員会教育総務課及び指導課へ提出すること。

(4) 延期・中止

- ①施設、実施対象校、バス手配の都合、天候その他やむを得ない事情により予定していた指導日に実施が難しい場合は、実施対象校と協議の上あらためて、年度内に振り替えて実施すること。
- ②受注者は関係者及び参加児童生徒の安全を確保するために必要な場合には、発注者と協議を行い、参加児童生徒の全部または一部に対する本件水泳指導の実施を中止することができる。

(5) 新型コロナウイルス等感染症対策を徹底すること。

(6) 水泳指導時間は実施対象校専用の自動車駐車場を1台用意すること。

(7) 水泳指導の実績に応じて、契約変更が必要な場合は変更契約を行うこと。

(8) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。